

議案第18号

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年阿見町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当、特殊勤務手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

第6条第1号中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(在宅勤務等手当)

第6条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、町長が定める期間以上の期間について1カ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第6条の3 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

第11条の2中「される職員」の次に「(次項において「管理監督職員」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必

要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条中「、第5条の2」及び「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは、「(5)重度心身障害者
(6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。
(阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年阿見町条例第35号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「、第5条の2」を削る。

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第5条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) (住居手当) 第5条の2 (略) (通勤手当) 第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料道路	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、<u>特殊勤務手当</u>、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第5条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(地域手当)</u> 第5条の2 <u>地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。</u> (住居手当) 第5条の3 (略) (通勤手当) 第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下<u>この条</u>において同じ。)のため交通機関又は有料道	

現行	改正後	備考
(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下<u>本項</u>において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) (略)	路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下<u>この項</u>において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) (略) <u>(在宅勤務等手当)</u> 第6条の2 <u>在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、町長が定める期間以上の期間について1カ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</u> <u>(特殊勤務手当)</u> 第6条の3 <u>特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(第15条において「休日等」という。)において勤務する場合に支給する。	
	(管理職員特別勤務手当) 第11条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員<u>(次項において「管理監督職員」という。)</u>が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(第15条において「休日等」という。)において勤務する場合に支給する。 2 <u>前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務	

現行	改正後	備考
(定年前提任短時間勤務職員等についての適用除外) 第18条 第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条</u>の規定により採用された職員には適用しない。	<u>をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> (定年前提任短時間勤務職員等についての適用除外) 第18条 第5条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。</u>	

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

- ・阿見町職員の給与に関する条例の改正に準じ、企業職員の職員手当の改定を行うもの。

【主な内容】

(1) 給与の種類【第 2 条関係】

- ・給与の種類として、地域手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当の追加を行うもの。

(2) 扶養手当【第 5 条関係】

- ・配偶者に係る手当を廃止するもの。

(3) 地域手当【第 5 条の 2 関係】

- ・地域手当の支給対象地となったことから手当の導入を行うもの。

(4) 在宅勤務等手当【第 6 条の 2 関係】

- ・在宅勤務を中心とした働き方を行う職員の水道光熱費等の負担軽減のため、手当の導入を行うもの。

(5) 特殊勤務手当【第 6 条の 3 関係】

- ・感染症防疫作業に従事した職員や、大規模災害時に他市町村に派遣され応急作業等に従事する職員へ、手当の支給を行うため、特殊勤務手当の導入を行うもの。

(6) 管理職員特別勤務手当【第 11 条の 2 関係】

- ・平日深夜に係る勤務について、午後 10 時から午前 5 時までを支給対象とするもの。

(7) 住居手当【第 18 条関係】

- ・再任用職員を支給対象とするもの